

奥州市移住支援補助金（地方就職支援金）に係る個人情報の取扱い

- 1 奥州市及び岩手県は、補助金の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の規定に基づき適切に管理し、補助金の実施のために利用します。
- 2 奥州市は、補助金の適正な実施を確保するため、住民基本台帳その他必要な事項に関する情報の閲覧及び調査を行うことがあります。
- 3 奥州市及び岩手県は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村等の関係機関に提供し、又は確認する場合があります。